

平成 18 年度 第 4 回 芦屋市市民参画・協働推進委員会 会議要旨

日時	平成 18 年 8 月 9 日（水） 15：00～17：00
場所	芦屋市役所 分庁舎 2 階 大会議室
出席者	委員長 今川 晃 委員 上野 義治・海士 美雪・加藤 純子・国枝 哲男 久保田 靖子・津田 和輝・藤野 春樹・細谷 豊司 事務局 鴛海参事・大橋市民参画課長・福島市民参画課主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

議題

- (1) 事務局からの資料説明
- (2) (仮称) 市民参画及び協働推進に関する条例について

15:00 開会

(委員長)

議題に従って事務局より説明いただき、その後、委員からも提案いただいているのでお願いします。

(事務局より、「芦屋市市民参画及び協働推進に関する条例」(素案)、指針との比較の説明(前文については協議中))

(委員長)

前年度に策定された「芦屋市市民参画・協働推進の指針」が一つの基準になっており、それをバージョンアップしていくというイメージで条例案を考えたい。

今、説明いただいた内容について意見交換を行いたいが、内容について何か質問はないか。

(委員)

指針は、条例案の全体を一応網羅しているのか。

(事務局)

資料は、条例を中心に考えて、これに指針の項目を対応させて示している。

(委員長)

指針から洩れた点などについてはどうか。本日は無理でも、後日気づけば事務局に意見をお願いします。

(事務局)

市民の責務、市の責務の表現について、「努める」「努めなければならない」など、4種類の表現が混在しているので、整理する。たとえば第4条の市民の責務では「努めなければならない」だが、第5条の市の責務では「努める」となっている。

(委員長)

それでは委員の提案の説明をお願いします。

(委員)

第2回の推進会議に欠席したので、一番肝心の条例の骨格の部分に参加できなかった。提案をするためにどういうやり方をしたかというところ、アドバイザー会議が直近に開催されているので、そこで出た意見を織り込んだ。また事務局で6月14日に意見書が出ている。

これをどのように条文化するか。各市の条例を引用してもいいのではないかという考えが出ていたので、それも入れてみた。ところが、やればやるほど条例の全体像や構造がよくわからない。

それはどういうことかというところ、まず条例を受けて、規則などの委任規定がどういう内容かということ。また、今回の市民参画協働推進条例を作るにあたって、そこに並行していくのか連動していくのか、もっと上位なのか。関係する条例は芦屋市でどういうものがあるのか。また、要綱の項目はいくつあるのかということを考えてみると、素案とそう大差はないが、大きく抜けていることがあるのではないかと思う。

やっていることを誰が評価するのかという問題が条例の中にあってもいいのではないか。行政自体が自己反省で内部評価をすると同時に、市民側にも第三者の評価が必要ではないか。

また、市民側に立ってみるとセンターでの参画は、市政と協働していくということと、市民同士が展開していくという関係とはどうなるのか。コミュニティ活動に関する項目がまったく出てきていないと感じる。

そういうことを織り交ぜて、要綱を組み立てることは委員会で確定しなければならないので、たたき台的なもの（要綱試案）を作ってみた。

事務局が用意してくださった資料を踏まえながらやってみたが、この意見書は非常に雑駁である。

最初の段階で疑問なのが、市民参画の方法と具体的な手順が混同されているのではないかという点だ。具体的には素案の第6条、参画の方法として5つを並列的に並べている。これでよいのか。意見公募手続は、その手続きに参加するメニューとしての並べ方のほうがいいのではないか。それでいくと提案制度というのはレベルが違うのではないか。ここは議論していただきたい。

メニューとしては、審議会、パブリックコメント、また他市の条例では公聴会、説明会、意見交換会という表現で出てくるジャンルがある。そしてもう1つがワークショップということになっているが不適切ではないか。その辺りの整理をしていく必要がある。また政策の提案という制度は少し違うのではないかと考える。むしろ行政が政策を総括的に立て

ていこうという時点から、こういうことも政策に織り込めというような提言，道をつけていこうというのが1つの制度目標ではないか。そういったことを一度議論していただきたい。

また、実施機関というのはかなり大事になってくる。実施機関に関しては触れていないように思う。これも項目の1つに値するのではないか。市の執行機関というのはいろいろあるが、条例の取り扱いに直接関係する窓口として明確にしておかなければいけない。市の行政内部で各課のコミュニケーションがとれていない状況も少し目にしたことがあるので、そのあたりのリード役を厳格にして市民に公表しておくほうがよいのではないか。

また、役割分担として、「共通の責務」というのはないのか。市も市民も同じような役割を持っているという。そこへ向って役割分担をしていく。市長そのものが執行機関としてやることと、市役所の所管が執行機関としてやること、そして市民の代表を送り出した議会との関係がある。

あとは、協働の拠点といった以上、みんなの合意ができているのだから、「市民参画センター」という名称をはっきり出していくのもいいのではないか。

(委員長)

参画センターの名称についてはまだ決まっていない。いつ入れるか。決まった時点で入れてもいいのではないか。実施機関については以前は入っていたと思うが。

(事務局)

以前は市と実施機関の両方が素案に入っていたが、混ざりこんでいるのですべて「市は」という表現で統一できるのではないかという疑問点を持っていたので、「実施機関」という文言をすべて「市」に変更した。もともと実施機関というのは、委員がおっしゃるとおり、第2条の中に入っており、選挙管理委員会、公平委員会などが必要なのかというようなことがあったが、文言整理をする中で、実施機関を省いて主語を「市」にしても成り立つのではないかと考えて省いたが、これでおかしな点があれば元に戻す。

いろいろ紆余曲折があった。今、委員方に議論いただいているのはたたき台の部分になる。というのはこの後でまたアドバイザー会議にかけると、推進本部にかけて、推進本部からまた委員方に返し、今度は広報で予告した後に市民意見を募集し、その募集の時期に3つの中学校区を回って意見をいただき、その意見の中で形を変えていくと思っている。

(委員)

市民の立場がわかりにくい。条例の位置づけ自体があまり市民に理解されていないように感じる。条例は地方自治の一番頭にある憲法だ。そういう意識をきちんと持ってみんなが読みやすい形を心がけないといけない。基本的なことなので、くどくなっても前文で親切に説明するという姿勢は持っておきたい。

(委員長)

条例の位置づけというのはものすごく難しい問題だと思うが、これは多分、前文においてこれから芦屋が向うべき将来の方向性として書くべきだろう。自治体憲法としての自治基本条例があれば、そこで規定することもできるし、あるいはその条例を最大限尊重するという条文を入れることもできる。

(事務局)

委員の意見書の7ページ、「第三者機関の検証に関する事項」について、現行の推進委員会との兼ね合いもあるが、推進会議をそういう形での機関ということで付け加えている。

(委員)

どのようにこの条例を活用していくかということだと思うが、地縁組織、NPO団体も含めていろいろな団体があって、それが参画と協働をやって市と一緒に協働の推進をしていこうというのがこの条例の骨子だが、それをやりやすいようにこういう条例を出していくということだと思う。

そのためのいろいろな方法があるが、それが条例案の第6条に書いてある。ただ、あくまでもこの第6条は、市民参画といいながら結局市が提案をする、それを市民や団体が受けるというような感じだ。市民参画といいながら、市民が「こうだ」というのではなく市が「こうだ」といってはじめて参画と協働ができるというのが全体の流れではないか。

市民がリーダーシップをとるのではなく、市がリーダーシップをとるのであれば、別に地縁団体やいろいろな団体がどうこうという議論はこの中ではやらなくてもいいのではないか。

しかし市民がもっと積極的に市の中に入り込んでいって、堂々と提案制度の中でやっていってとりあげてくださいという条例にするのであれば、委員がおっしゃるような形に転換する必要があるのではないか。第6条がキーポイントになる。その次の第7条で、それをやるための対象となる施策、この施策を見てもあくまでも市が中心だ。市民が主役と言いながら市が主役になっている。しかし市の条例としては非常にうまくできていると思う。これも1つの方法化と思う。

(委員長)

地縁団体は15条の「市民公益活動を行う団体」に含まれるか。

(委員)

そうだと思う。

(委員長)

きっちり限定しておかなければ。

(事務局)

資料の最後に県の条例をつけており、兵庫県の「県民の参画と協働の推進に関する条例」では県民と県とのパートナーシップ、プラス、県民と県民のパートナーシップの2つで組み立てられている。委員方の意見を元に作った指針を元に、今回条例案を作るにあたって、「市と市民」のことがばかり書いていいのか。「市民と市民」も入れるべきではないかという議論を会議の中でやっている。それをもっと指針の土台に入れ込むべきではないか考えもある。それを充分に入れ込めていないのではないかという指摘が1点。

もう1つ、この素案の中を見ると手続条例的になっていないかということ。地域の支援と市民主体のまちづくり、市民参画を入れきれていないのではないか。

今、前文をわざわざ伏せているのは、条例はシンプルに作るべきと考えており、入れ込めていないものを全て前文に出したいと考えている。前文のなかでこの条例の本当に伝えたいことを何とか入れていきたい。何のためにこの条例を作るのか、地域の支援ではないのかという思いでやっている。前文は委員方への宿題とさせていただきたい。宿題の提出のない方は、前文を事務局にお任せいただいたと考え、宿題を提出いただいた方は十分に活用させていただきたいと思っている。

(委員)

いろいろな自治体いろいろな形で作っている。長い条例もあるし短い条例もある。方法論をどこまで入れるのかによってずい分と長短が出てくる。入れていないのは自由裁量で附則などで決める場合だ。そのあたりを我々がどこまで考えられるか。

前の指針を基礎にするのならこれくらいは最低必要ではないか。抜けているものもあるかもしれない。もう少し精査しなければわからないが。これ以上長くなるとしんどい。このくらいが限度だ。もう少し削ってもいい部分もあるかと思う。

(事務局)

条例に入れなくても、最後の19条で「必要な事項は、規則で決める」と述べている。規則を作る作業で入れ込める部分もあると思う。

(委員)

シンプルのほうがよい。また「市民と市民」の活動を土台にしなければ。参画や活動、市民がやっているところを市とどうつなぐか。

(委員)

まず市民が、ということが分かるほうが本当はよい。現実には難しいが、そうでなくてはとても入っていけないと思う。一般市民がみて参画するようなものを作らなければいけないと感じる。条例の文言は難しくなると思うので、できるだけやさしく、読みやすく。そして市民が「私たちもしようかな」と思うようなものを。

(委員)

それが前文の部分だ。

(委員)

条例を全部読むときもある。前文にすべてを書くのは無理だ。前文は確かにありがたいと思うが。

(事務局)

その委員の思いは何条に入れ込めばよいか。

(委員)

私が言いたいのは、全体的にほんわかとやさしく、柔らかくしておかないと、ということだ。できるだけ読みやすく。内容的には字がやさしいからいいと思う。条例としては割

に読みやすい。

(事務局)

県の条例にも用語解説がついている。読むときに辞書が必要な条例では誰も読まない。パンフレットにするときにはもう少し工夫するが、手間をとらせないようにしたいと考えている。前回の委員の、できるだけ条例に色々なことをいれておいて、削っていくほうがよいという意見を念頭において条例素案の作成を行っているので、どんどん削っていったきたい部分もある。

(委員長)

市民団体相互というのは市の責務に含まれるか。

(事務局)

どの部分か。

(委員長)

第5条、例えば「市は市民公益活動を推進することに市民団体、市民相互の」等の文言。

(事務局)

15条2項に市による市民公益活動の支援規定がある。これを第5条に持ってきて責務の形にすることもできる。

(委員長)

市民公益活動支援条例などを別途定めるという意見があったが、市の事情もある。

(事務局)

委員方からいただいた意見で、条例の名前が長くて舌を噛みそうだということもあった。他の市も参考にしているいろいろと考えたが。

(委員)

「芦屋市」を上に出してはどうか。

(委員長)

これが芦屋市の通常のパターンか。「芦屋市」をつけるのか。

(委員)

「芦屋市」を大きく上に書いたほうがよいのではないか。

(事務局)

「・」がだめと言われたので。

(委員)

今、どんな法律も口語体に向かっている。もっとくだけた表現に変わっている。「芦屋市の」とすると柔らかくはなるが、イメージが。条例の重みがるか。その辺りのバランスをどうとっていくか。

(委員)

他市を見ていると面白い。狛江市「市民参画と市民協働の推進に関する基本条例」、大和市「新しい公共を創造する市民活動推進条例」、みんな工夫のあとがうかがえる。単純なのは「石狩市市民の声を生かす条例」、これなどは柔らかい。宝塚市は「宝塚市市民参加条例」で簡単だ。いろいろあるので、あまり気にしなくていいのではないかな。

(委員)

条例というのは、言葉が硬いのか。

(事務局)

だいたいは硬い。

(委員)

柔らかくするのならば「の」を入れるか。ちょっと変わっていると思われるか。

(委員)

条例がやさしく口語体になっているのは初めてみた。

(委員)

そうなってきた。

(委員)

難しくしなければだめなのだと思っていた。それができるのならばできるだけ読みやすく。中学生、高校生にも読めるように、いかにやさしく、読みやすくできるか。

(事務局)

法制に相談したところ、口語にしてもよいと言われたが、芦屋には前例がないとも言われた。全てが口語でもかまわないということだ。

(委員長)

そのあたりは柔軟に。

(委員)

文語でもやさしくできる。「の」を入れるとか。

(委員長)

基本は皆が共有できることだ。

(委員)

すこし戻って申し訳ないが、市民と市民の問題、市の責務、5条の中に15条の2項を入れるか。

(委員長)

そのような感じだ。

(委員)

「市民公益活動行う団体に対して、その活動の支援に努めなければならない」、「市は市民が容易に市民参画できるよう創意工夫に努める」。このふたつは、同じことを言っているのではないか。ということは、2つ並べないで、3をもう少し変えた表現にする。3と4にしてしまうと同じようなことを言っている感じだ。

(事務局)

あくまでも市の行政に参加するのが市民参画だ。それぞれの団体に支援するのは、市民活動が活発になることによって市の行政に参画してくるということだ。活動については、協働の前提で支援するが、市民参画ではない。

(委員長)

別途条例を設けるということもある。理念を盛り込んでおきたい。

(委員)

拠点が「市民参画センター」という名称になるかはわからないが、なったときに規則の中に本来は入れるべきかもしれない。ここでは協働の拠点というのは、あくまでもそういうセンターを設置するというので、あとは市民参画センターの規則に入れるということを検討いただくのも1つの方法だ。

(委員)

市民参画センターという名称に(仮称)と書いておけばわかりやすい。

(委員長)

条例の原案ができるまでに名称が決まっていればその名称を入れればよい。

(委員)

協働参画の拠点というのは参画できるためのいい条件をつくるために書いてある。このままでよいと思う。市との連携にもなる。深く書かなくてもこの程度で。参画センターを(仮称)にしても、今度参画センターができたときにそれを使うかどうかは、活動するものにはあまり関係ない。それは次に来るものだ。あくまで拠点を市が考えているということだ。

(委員)

市民活動の団体の拠点が無いからというイメージではなく、市も市民も協働するという

イメージだ。具体的に協働する場というイメージだ。そういう人たちが寄っているところがたくさんあれば、そこから協働してくれる団体や人が出てくるかも知れないが。

(委員)

寄り合いの場か。

(委員)

ゆるやかな寄り合いの拠点というよりは、もう少し協働していこうという場か。

(委員長)

運営は、市と市民団体が協働して運営するのか。推進会議とは別のものかということか。

(事務局)

そこまでイメージがまだできていない。

(委員)

この条例は市の条例だが、市民が客でもいけないし、反対に声が強すぎてそれに対して市が「何とかしましょう」でもいけない。対等でやっていくための条例だと思う。そのあたりのバランスや、対等と感じられることが大事だ。

(委員)

県も前文のところに「パートナーシップ」を書いている。以前の指針の中でも「対等」ということが出てきていた。具体イメージはこれからだが、協働の拠点ということで、団体が活動できる場所の設置に「努めなければならない」とある。4つくらいの表現があるとのことだが、「努める」にするのかどのようにするのか。その辺りで包括的に考えていただければと思う。

(委員長)

「設置しなければならない」とか。

(事務局)

それでもかまわないが、例えば「設置するものとする」とかがある。

(委員長)

「設置するものとする」ならば「努める」よりも強い。

(事務局)

15条の2項は残すのか。

(委員)

これはそのまま残しておいてもらったほうがいいと思う。

(委員)

6条は手法で、7条は対象だ。他市の条例はこういう書き方だ。具体的に7条のどれが6条のどれにあてはまっているのか見えてこない。

(委員)

さかさまという気がする。7条が6条で、6条が7条ではないか。

(事務局)

8条以下に、7条を説明しているの。

(事務局)

7条の下から2段目は、市民参画協働というときに、税金のことを言わないということだ。市がとる方法については、第6条の中で一番有効なものを選ぶということだ。条例はルールづくりと考えており、芦屋市で市民参画協働推進をどのようなルールにするかということを作りかけているのだが、ルール作りといっても条例なので、市の施策の表明とのすり合わせが難しい。

(委員)

ルールづくりと言われると市民投票の問題は避けて通れない。だいぶ前に、入れないと言う結論になっているが、事務局の話のルールの意味が問題で、全ての方法をルールとするのか、それとも、ルールを整理して芦屋市になじむ市民参画の方法を選択しルール化するのかを検討することが必要だ。私は、後者の考えを支持したいし、皆様のコンセンサスもとれていると思う。市民投票の問題は、手法として重要なことであるが、市民投票の功罪は以前の会議で議論されており、結論としては、芦屋市にはなじまないということで良いと思う。

(委員)

市民投票のことは、私が言った。そんなに厳しくとは思わなかった。我々は区画整理のときに市民投票をすでにやっている。

(事務局)

おっしゃる市民投票は条例上の市民投票か。

(委員)

市民全員が投票するのを市民投票というのか。ある一部の市民か。

(委員長)

基本的には市民全員だ。

(委員)

拠点を持たなかったことで苦しんだ。最終的に郵便局の私書箱にした。となると郵便局長が賛成か反対かということにもなる。4町1,200戸で行った。市に対しての意見で、住

民投票で決めようということになった。

(委員長)

以前の議論では、白黒つけるのではなく、住民同士で議論したり意見交換したりということが必要だということだった。選挙で選ばれた市長が判断する、抜き差しならない場合は議会で、と。

(委員)

協働参画ということに、住民投票が必要か。

(委員)

対立になってしまう。

(委員)

市民活動のなかで、運動というのが非常に難しい。大事だが。どちらも市民だが、この場合は市民活動の推進なので。

(委員)

7条、ややこしくなる。単純に考えればそういうことだが。書いておかなければいけないのだろうが。

(事務局)

何でもかんでもではなく、どういった項目が該当するか。

(委員)

わかりにくい。実際どういうものがあるか。

(事務局)

1つ1つあたりながら、該当するかしないかを選別するしかない。行政が選別するのだが。

(委員)

基本的事項として7条だけがこんがらがっている。あとはすーっと読んでいって、こんなものだとわかるが。市民にとって分かりにくい条項だ。

(委員)

例えば7条の対象となる施策の具体的イメージはどのようなものか。

(事務局)

例えば7条の2項は芦屋市の総合計画、基本計画。現在、第3次総合計画を作っているが、平成22年で期間が終了する。23年以降の計画を作るときにこういう手法をとることになる。

(委員長)

個別計画ということか。

(事務局)

個別計画でもかなり大きい計画だ。都市計画やマスタープラン等だ。

第7条の(2)に、「条例の制定または改廃」とあるが、この「条例」というのは、芦屋の基本方針、将来のまちづくりの目標となるような条例の制定と改廃が1つ。それと市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の2種類ある。

1つめの基本方針を定めるような条例というのは、まさに芦屋市のまちづくりの(1)の将来構想で書かれるようなもので、これはよいと思うが、「市民に義務を課し、若しくは権利を制限する」ような条例というのはたくさんある。それを全部やらなければいけないのか。大変なことだ。

全体の市民に権利義務を課すのならよいが、特定の市民に権利義務を課すような場合、パブリックコメントでは反対と言われるのは明らかだ。その辺りが非常に悩ましい。

(委員)

たばこのポイ捨て条例とかか。

(事務局)

その程度ならばよいが。全体の市民に関わることだ。

(委員)

例えば水道の値上げのときも審議会を作った。そのような場合、もしも参画と協働でやらなければならないというのなら、絶対に反対になる。事務局もおっしゃったように「市民に義務を課し、権利を制限する条例」というのはどんな条例があるのか。7条の2はわかるが。

(事務局)

たくさんある。

(委員)

具体的にどんな条例があるのか。

(事務局)

例えば高齢者、障害者に対しての福祉の給付金などがそうだ。金額を減らす場合、正に権利を制限することになってきはしないかと思う。

(委員)

優待パスとか。

(委員)

芦屋市だけでなく、国から県に行ったことをやることが多いのではないかと。

(事務局)

国から下りるが、それぞれの県で保険料が違う。お金を減らすのは権利に関わる。

(委員)

この間も税金のことでずい分押しかけたらしいが。芦屋市だけのことか。

(事務局)

それは正に市税に関することで必要なことだ。2項で書いてあるからよい。

(委員)

今のようなことは市で違ってくることなのか。

(委員)

これだけ、と書いておかなければいけないか。

(事務局)

こちらで作ったので心配だ。

(委員)

各市ともある程度入れているが、きつい文章でないところもある。「市民に義務を課し、権利を制限する」と書かれると「えっ」となる。「権利」「義務」に弱い。

(委員)

旭川市の条例などは「市民参加を求めないものとする」の(1)定型的または経常的に行うもの(2)軽易なもの(3)緊急に行わなければならないものといったものもあるが、訳のわからない表現だ。

(委員長)

除外事項の規定だ。実際にはどちらも難しい。

(委員)

しかたがないかと思うが、「義務を課し、権利を制限」といわれるとちょっと。もう少し表現を。

(事務局)

そのあたりが委員方の意見で理念条例と手続き条例の真ん中を作る難しさという部分だ。しかし7条はきちんと書き込まないと何のことかわからない。

(委員長)

理念的には「義務を課し、権利を制限」する場合には意見を聞くということが必要だ。

個別の運用については、推進会議にチェック機能があるので、行政の判断を推進会議で議論して判断せざるを得ない。

(委員)

推進会議に押し切られるのではないか。

(委員)

最終的には議会だろう。どれだけ市民が言おうが、議会がだめといたらそれまでだ。

(事務局)

この条例案は、この推進会議に出してから本部にあげ、また推進会議に出し、市民に意見を募集し、また中学校区単位で意見をいただくので、市民から意見をいただく機会が多いし、それ自体が条例のモデル的な動きをしようとしているので、十分に意見をいただくと考えている。

(委員)

議長に一任する。専門家に任せる。

(委員長)

7条は一般的な文言だ。

(委員)

一般的ならばよい。

(事務局)

あと2つ気になるところがある。1つは、市民参画・協働の条例と言いながら、ほとんど市民参画しか定義していない。協働のところは、15条、16条あたりだけだ。条文は簡素なほうがよいというもの、これでいいのかという気がする。協働というのがどうなのかわからない。

もう1つは、10条で、市民提案制度を意識的に「市は、市民から提案を求めようとするときは」という形にしており、自主的に市民からとは書いていない。市としてはその方がありがたいが。何から何まで提案されてもたまらない。その辺りの意見をいただければと思う。

(委員長)

市民から自由な意見をいただくしくみだが、対なる要求や要望ははねつけるくらいでなければいけない。それをどのように作るか。推進会議などでフィルターかけて提案を、という方法もあるが、推進会議の荷が重すぎる。自治体によっては庁内に審議会を置いているところもある。千代田区では出された提案を、各課とNPOでできるかできないかを協議している。

(委員)

政策提言の問題にからんで、モデル事業ということがある。モデル事業が何かということをしきりと押えておく必要がある。それがいつの間にか薄まっている気がする。それが協働に関する大きな柱だ。モデル事業が具体化できにくい。またそこに政策提言のようなものがかかわってきそう。どう条文をつくるのか、そこが気になる。逆から議論すればよいのではないか。この間ゴミ処理の袋の話があったが、モデル事業とはそういうレベルのことだけなのかという気がする。いずれは公募することになるのだろう。行政と市民が一緒になってやれる協働事業にふさわしい、よい提案があれば出してくださいと。

(委員長)

千代田区でも協働提案のような形でやっている。16条の推進計画で市からアピール、提案していく。市民からも自主的に提案していく。それを17条の推進会議が扱う。そのときどういうしくみがいいのか。

(委員)

17条の推進会議というのは、第三者機関の検証後に動くものと思っていたが、話を聞くと、積極的に推進する運営協議会のような機関なのか。そうすると推進会議はすごく忙しい。そのあたりが会議のウエイトを占めるような気がする。相当しっかりした人でなければ務まらない。

(委員)

15条にはセンターを作るということで、センターを運営するときに協議会等の母体が必要だ。それと推進会議はどういうからみか。当初はチェック機関として、高所大所から見、できているかを見るようなものだった。この文章を見ると、そうでなくて協働の拠点の推進をしていくというようにもとれる。どちらをイメージして作られたのかははっきりとすることがある。

もう1つの提案制度の問題だが、市民からの提案を受け入れるのは必要だと思うが、それらのすべてが協働推進の条例に入ってくるものかという問題もある。どこかにフィルターをかけなければならない。それが7条かという気がする。ここは今日は議論は無理だろう。

(委員長)

時間がある限り議論する。

(委員)

宿題にしてほしい。

(委員長)

他の点で指摘することがあればお願いしたい。

(委員)

協働の部分が少ないとおっしゃっていたが、私自身のイメージでは、まず参画してからだと思う。同じレベル、同じ段階では協働と参画は出せない。ちょっと段階が違うと思う。

(委員長)

成熟段階か。そうすると条例を見直すという条文が必要か。

(委員)

お互いに持っているものを出して、対等にやらなければ。立場が違うということはどこかで言うておかなければいけない。やっではじめているんなものが出てくる。その前にちよつとした部分がないとうまくいかない。

(委員)

組織図があるとわかりやすい。表に出さないほうがよければ、この会議の中でだけでもほしい。

(事務局)

市に男女共同参画推進委員会というものがある。女性センターが事務局になっている。委員は学識経験者、団体、市民で構成されており、市の職員は一切入っていない。ここの推進委員会の役割は、男女共同参画の具体的事業の提案や市の計画が行われているかどうかの検証といったことだ。市民参画協働も同じようなイメージではないか。委員の言われるように、すごく大変という、そこまで思っていたかどうかではないと思う。

(委員)

既存のものがあれば、少し書いてあればわかりやすい。

(委員)

運営者は必要だ。

(委員)

「市民参画協働を進めるために市民参画協働会議を設置する」とあるが、「進める」という文言が協働の拠点の何かと関連するのか。「進めるために」というのは、一種のチェック機構のような「進める」という意味と、そうではなく事業を進めるという意味か。

(事務局)

自分たちでやらなければいけないという意味だ。

(事務局)

15条1項では、市民と市が協働してやっていくための協働の拠点であり、協働の証だ。

(委員)

条例に協働の部分が少ないというのは分かる。10条まで来て、方法論は書いてあるが、それが参画だ。それで急に協働ということが出てきて、センターを作るということだけだ。そうすると今まで言ってきたことは一体何なのかということになる。参画と協働の意味が理解できない。

(委員)

同じレベルで考えて一緒にすると分からない。

(委員長)

それは16条の推進計画の部分だと思う。推進計画で市が今年度どういうことを行うかということがあり、推進会議のチェックが入って、毎年バージョンアップしながら市民の理解を得るという手法だ。

(委員)

やっと理解できてきた。

(委員)

でないと、センター作った時点で協働が終わっているというようになってしまう。

(委員)

条例案をもう少し理解して、この条例を生かしていけるかを考えなくては。

(事務局)

前回の会議のときに、この条例にプラスして市民公益活動支援条例を作るということだった。ただ、市民参画の担当としては1つの条例で両方合体してと思う。市民参画条例プラス市民公益活動支援条例としたいが、協働の部分が今弱いと考えている。協働の部分でもうすこし意見をいただければ、それをここに入れることができる。ただし我々としては推進計画第16条は非常に大きな仕事だ。

(委員)

ここがポイントだ。

(事務局)

ここに何かもう少し入れば、協働というところがきちんと入れ込めるということであれば、ご意見いただければと思う。

(委員)

それも我々の仕事か。

(事務局)

いただければ。

(委員長)

センター設置はすごい事業だ。

(委員)

一度には大変だ。市民の責務どころかこの会議が大変な責務だ。

(事務局より資料「■平成 18 年度市民参画・協働推進事業予定」変更部分の説明と次回日程の調整)

(事務局)

前文については、意見のある方のみ提出いただきたい。意見がない方は事務局にお任せいただきたい。

(委員)

協働の問題がでていない。もう 1 度考えさせてほしい。

(事務局)

協働の部分で何かアイデアがあればお願いしたい。その 2 点を宿題としたい。

(事務局)

他市のセンターの見学も予定している。別途日程調整する。西宮，伊丹，宝塚，川西，池田など。

(事務局)

小さいけれど稼働率のいいところなどいろいろとあるようだ。かかる経費も施設によって半額程度のところもある。

(委員長)

それではこれで閉会とする。

(次回：9月19日(火)15:00~17:00 場所未定)

(閉会)